

(様式第 1 号)

公共基準点使用承認申請書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住所
氏名

公共基準点管理保全要綱第 4 条第 1 項の規定により長久手市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(日間)	
測量場所		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量計画 機関 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量作 業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

(様式第2号)

公共基準点使用承認書

様

長久手市公共基準点の使用について下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(日間)	
測量場所		
使用する 公共基準点	計 点	
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
承認条件 1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、報告書を提出すること。 長土第 号 平成 年 月 日 長久手市長 印		
担当連絡先	長久手市建設部土木課 TEL 0561-56-0621	

別紙

公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用にあたっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用にあたっては公共基準点の取り扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 基準点現況報告書
 - (2) 精度管理表
 - (3) 成果表、網図の写しなど
- 8 関連法規制を遵守すること。

(様式第3号)

公共基準点使用報告書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

報告者 住 所
名 称
担当者

長久手市公共基準点の使用結果を下記のとおり報告します。

使用目的			
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(日間)		
測量場所			
使用した 公共基準点	計 点		
使用承認番号	長土第 号		
測 量 作 業 機 関	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
使 用 結 果 (精 度)	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
	No. ~ No.	相対精度1:	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)		

(様式第4号)

公共基準点付近での工事施工届出書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

届出者 住 所
氏 名

公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により下記のとおり届け出します。

工事件名			
工事場所	長久手市	番地先	
工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(日間)		
工事概要			
公共基準点番号			
占用企業者	名 称		
	代表者氏名		
	所 在 地	TEL	
工事請負者	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他		

(様式第5号)

公共基準点付近での工事しゅん工報告書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日 (承認番号 長土第 号) に届け出た公共基準点付近での工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名			
工事場所	長久手市	番地先	
工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(日間)		
公共基準点番号			
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態 :		
	(2) 構造物のき損状態 :		
	(3) その他 :		
工事請負者	名 称		
	担 当 者		
	所 在 地	TEL	
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他		

(様式第 6 号)

公共基準点復旧承認申請書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住所
氏名

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、公共基準点管理保全要綱第 5 条第 6 項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理由		
復旧内容		
復旧場所	長久手市 番地先	
復旧する 公共基準点		
復旧期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(日間)	
復旧 工事 請負 者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	Tel
備 考		

(様式第7号)

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容	
復旧場所	長久手市 番地先
復旧する公共基準点	
復旧完了期限	平成 年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、長久手市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、長久手市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに長久手市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て土木課と協議してください。

長土第 号
平成 年 月 日

長久手市長 印

担当連絡先

長久手市建設部土木課
TEL 0561-56-0621

(様式第8号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

申請者 住所
協議者 氏名

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり承認申請します。

一時撤去・移転理由		
工事件名		
工事場所	長久手市 番地先	
一時撤去・移転する公共基準点		
移転する場合の移転候補地	長久手市 番地先	
工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
一時撤去・移転期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
工事請負者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	
	Tel	
添付図面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他	
備 考	※現況状況等を記載する	

注) 協議の場合は、承認申請を協議に、第1項を第2項に書き換えるものとする。

(様式第9号)

公共基準点（一時撤去・移転）承認書

承認番号 号
平成 年 月 日

様

長久手市長 印

年 月 日に申請・協議のありました公共基準点の（一時撤去・移転）
について、次のとおり承認します。

承認事項

移転先	長久手市	番地先
一時撤去・移転する 公共基準点		
完了期限	平成 年 月 日とする	

承認条件

- 1 再設置位置については、土木課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。
- 2 測量標設置は、長久手市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事しゅん工報告書（様式第11号）を提出し、長久手市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに長久手市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに土木課に連絡してください。

担当連絡先

長久手市建設部土木課
Tel 0561-56-0621

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

(様式第10号)

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

請求者 住所
氏名

公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により長久手市公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請求場所	長久手市 番地
一時撤去・移転する公共基準点	
請求期限	平成 年 月 日まで
備考	

(様式第 1 1 号)

公共基準点設置工事しゅん工報告書

平成 年 月 日

長久手市長 殿

報告者 住 所
名 称
担当者

年 月 日承認番号 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点設置工事がしゅん工しましたので、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		長久手市 番地先
設置工事しゅん工日		平成 年 月 日
設置公共基準点番号		
工事請負者	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	TEL
添 付 図 面		1 竣工写真 2 その他

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。